



中小企業のみなさまへ！



人手不足対策のために 女性の活躍推進に取り組みませんか？

無料で
サポート

従業員数300人以下の中小企業は平成28年4月1日より女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。人手不足対策・働き方改革の近道として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。

STEP1

自社の女性活躍に関する
現状の把握、課題分析

STEP2-1 行動計画の策定、社内周知・外部への公表

STEP2-2 女性の活躍に関する情報の公表

STEP3

行動計画を策定した旨を
都道府県労働局へ届出

行動計画の策定とあわせて、自社の女性の活躍に関する情報を公表しましょう。

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得すると こんなメリットも

公共調達における 加点评価

国の各府省において行う公共調達において、加点评価されます。さらに「えるぼし」認定企業はより高く加点されます。地方自治体においても同様の加点の場合があります。

▶ 詳しくは各府省、自治体へ

日本政策金融公庫 の融資制度

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」の利用の対象となります。

▶ 詳しくは日本政策金融公庫へ

両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)

自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

▶ 詳しくは都道府県労働局へ

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進サポートサイト



「中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、一般財団法人女性労働協会が運営しています。

中小企業の女性活躍の取り組みを、

シンポジウム・説明会や女性活躍推進アドバイザーによる 個別訪問支援により無料できめ細かく支援します！

シンポジウム・説明会等 ※詳細は下記HPでご確認ください。

無料支援

女性活躍推進に取り組んでいる中小企業の講演を含むシンポジウムや、行動計画策定、認定等についての説明会を開催します。

対象者

従業員数300人以下の
中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間

平成30年7月～平成31年1月実施予定
(1回/2時間)

実施会場

シンポジウム 東京・大阪・愛知・福岡

説明会

北海道・宮城・秋田・福島・栃木・埼玉・千葉・東京・
神奈川・新潟・福井・三重・兵庫・鳥取・広島・香川

定員

シンポジウム 100～200名予定
説明会 50名予定

参加費

無料

全27回
シンポジウム
説明会等
実施



説明会・シンポジウムについての詳細の確認やお申込みは、次のサイトをご覧ください。
<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/seminar/explan/consultant.html>



女性活躍推進アドバイザーによる電話相談・個別訪問支援

無料支援

女性活躍推進アドバイザー（女性活躍推進分野における企業支援の専門家）が、御社の女性活躍の状況（採用・継続就業・管理職割合など）把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

電話相談



対象者

従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

実施期間

平成30年4月～平成31年3月中旬実施予定

個別訪問



企業名		ご担当者	
TEL		E-mail	

お申込みはこちら

FAX(03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)にてPDFを送信ください。
➡ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人女性労働協会

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/> 女性活躍推進サポートサイト



TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp

女性活躍推進への取り組みや姿勢を”見える化”

認定マーク「えるぼし」を取得して、 優秀な人材を確保!!

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等を無料でサポートします！



優秀な人材が
採れるように
なった！



業績向上の
きっかけに
なった！



男女共に
人材が定着
するよう
になった！



「えるぼし」
取得を無料で
サポート！



『えるぼし』とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

認定取得によるメリット

- 優秀な人材の確保につながる。
- 公共調達において加点評価を受けることができる場合がある。
- 企業イメージ向上につながる。

認定の段階 ※3段階目が最高位



<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>

『えるぼし』を取得するには

STEP 1

行動計画の策定、社内周知・公表
都道府県労働局への届出

STEP 2

都道府県労働局へ
認定の申請

STEP 3

都道府県労働局
による審査

STEP 4

『えるぼし』
取得
(厚生労働大臣認定)

※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取得しましょう!」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

『女性活躍推進法』とは

この法律により、常時雇用する労働者の数が301人以上の大企業については、(a)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(b)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(c)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務化され、300人以下の中小企業については努力義務となっています。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づき目標を設定し、達成するため行動計画を策定します。行動計画には、

- ①計画期間 ②数値目標(1つ以上)
 - ③取組み内容 ④取組みの実施時期
- を盛り込む必要があります。

行動計画策定、えるぼし取得を無料でサポート!

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局

一般財団法人女性労働協会

HP <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

E-mail suishin@jaaww.or.jp 女性活躍推進サポートサイト



TEL 03-3456-4412

FAX 03-6809-4472

受付時間(平日)

9:00~17:30